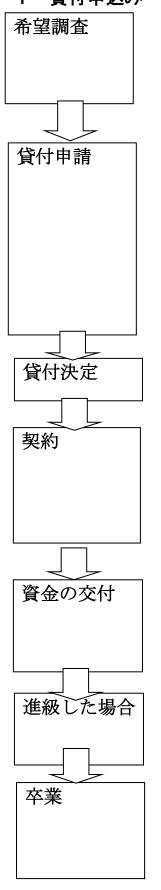
修学資金の手続きについて

1 貸付申込み~卒業までの手続き



- ① 在学中の福祉系高校を経由して県社協に提出。
 - ◎貸付希望者一覧(各高等学校ごと)
 - ◎福祉系高校修学資金希望調查票
 - ◎自己推薦書((高)別記要領様式第4号)
 - ◎申請者と生計を一にする家族の所得証明書

県社協において書類審査をし、対象者に在学中の福祉系高校を 経由して申請を依頼。

- ② 在学中の福祉系高校を経由して県社協に提出。
 - ◎福祉系高校修学資金貸付申請書((高)別記要領様式第1号)
 - ◎身上調書((高)別記要領様式第2号)
 - ◎福祉系高校の長が発行する推薦書((高)別記要領様式第3号)
 - ◎申請者と生計を一にする家族全員の住民票 (マイナンバーの記載がないもの)
 - ◎連帯保証人の住民票 (マイナンバーの記載がないもの)
 - ・所得証明書※連帯保証人が保護者の場合は不要。
 - ◎申請チェックリスト
 - ●生活保護世帯の方…生活保護受給証明書・福祉事務所長の意見書
- ③ 県社協において書類審査をし、貸付けの可否を決定。
- ④ 貸付けの可否を在学中の福祉系高校を経由して申請者に通知。
- ⑤ 在学中の福祉系高校を経由して貸付契約書等を提出。
 - ◎修学資金貸付契約書2通((高)別記要領様式第5号) (契約書作成に関し、前ページを参照してください。)
 - ◎福祉系高校修学資金貸付事業における 個人情報の取扱同意書((高)別記要領様式第26号)
 - ◎振込口座(登録・変更)届出書((高)別記要領様式第23号)
- ⑥ 指定された口座に資金の送金。

交付の時期は、毎年4月の予定です。

(交付時期は変更になることがあります。)

※貸付初年度は貸付契約締結後、年度内に予定。

- ⑦ 複数年度にわたり修学資金の貸付けを受けるときは、福祉系 高校を経由して以下の書類を県社協に提出。
 - ◎在学証明書 (新年度のもの)
 - ◎成績証明書
- ⑧ 福祉系高校を経由して借用書を提出。
 - ◎借用証書((高) 別記要領様式第9号) 収入印紙・割印については、前ページの《契約証書作成上の注意点》 を参照してください。